

「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

## INDEX

### お知らせ

「介護職員処遇改善交付金の交付申請受付を開始！！」

「適切な訪問介護サービス等の提供について」

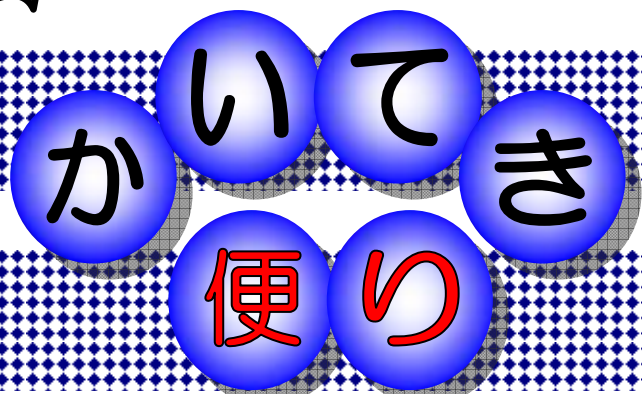
「居宅介護支援事業所における集中減算チェックシートの提出について」

「一酸化炭素中毒を防止しましょう」

「介護サービス情報の公表」の訪問調査の方法が一部変更になります」

### 最近の動向

「介護保険サービス事業者の指定取消処分について」



平成21年9月1日発行

第62号

## 介護職員処遇改善交付金の交付申請受付を開始！！

お知らせ

平成21年8月17日より介護職員処遇改善交付金の交付申請受付を開始しました。

**申請関係書類(入力用様式・記入)などは東京都福祉保健局のホームページに掲載**しておりますので、ご確認ください。7月30・31日の説明会時点から変更された事項がありますので、東京都へ申請する際は、必ずホームページを確認のうえ、ダウンロードした申請書類をご提出ください。

また、交付金は月々の介護報酬と併せて支払われ、最初の支払月は平成21年12月(10月サービス提供分)となります。**12月から交付金の受領を希望する場合、申請締切は、9月15日**です。(1月以降のスケジュールは、ホームページをご確認ください。)

【東京都福祉保健局ホームページ】

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/index.html>)

申請書類は「介護職員処遇改善交付金交付申請について」のページに掲載しております。

【処遇改善交付金お問い合わせ専用電話】 TEL03 - 5320 - 4343

受付時間: 平日9時30分～17時(11時45分～13時15分を除く)

## 適切な訪問介護サービス等の提供について

お知らせ

「適切な訪問介護サービス等の提供について」、厚生労働省より最新情報Vol.104にて情報提供がありました。

詳細については、以下のとおりHPに掲載しておりますのでご確認ください。

東京都介護サービス情報 > 介護保険についてのお知らせ > 介護保険最新情報Vol.104

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/info/saishin/saishin/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin/index.html))

## 居宅介護支援事業所における集中減算チェックシートの提出について

お知らせ

すべての居宅介護支援事業所において、特定事業所集中減算チェックシートを作成し、2年間保存することとなっています。このチェックシートは、毎年度2回(前期:3月1日から8月末日まで、後期:9月1日から翌年2月末日まで)、居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の紹介率が最も高い法人の名称等について記載するものです。

前期チェックシートのうち、紹介率最高法人が計画数に占める割合として90%を超えたサービスがある場合は、東京都に郵送してください。受付期間は、**9月1日から9月15日(必着)**です。なお、3つのサービスのいずれも90%以下の場合には提出する必要はありません。

また、「正当な理由」の判断基準における『4 判定期間中に新規指定を受けた居宅介護支援事業所』とは、平成21年4月1日以降に指定を受けた事業所のことを指しますので、ご注意ください。

なお、平成19年度・20年度分についても、未提出のものがあれば合わせてご提出ください。

< 郵送先 > 〒163 - 8001 (住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係  
チェックシートの様式、「正当な理由」の判断基準等

東京都介護サービス情報 > 事業者指定申請・届出 > 特定事業所集中減算届出様式

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03 - 5320 - 4175

## 一酸化炭素中毒を防止しましょう

お知らせ

各種施設や食堂などの業務用厨房で、一酸化炭素中毒事故が多発しています。

特に夏場・冬場はエアコンの効率を上げようとして、ガス消費機器を使用中に換気扇を止めてしまい、事故を発生させる事例が多々あります。

このため、介護保険事業者等の皆様におかれましては、**換気を充分にする(換気扇を止めない)、設備の清掃、点検、手入れを常に行う**など、事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

なお、この注意情報については、平成21年7月22日付で厚生労働省からの事務連絡がありましたので、「東京都介護サービス情報>利用者の安全確保、事故防止等にかかる注意喚起」を参照してください。

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tyuui/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html))

## 「介護サービス情報の公表」の訪問調査の方法が一部変更になります

お知らせ

### 変更事項

- 訪問調査体制の効率化(根拠:介護保険法施行規則第140条の51)  
東京都では、平成21年度から、訪問調査は**原則として調査員1名**で実施いたします。
- 訪問調査の簡素化(根拠:厚生労働省老健局振興課長通知)  
平成20年度調査において、マニュアルや規程の有無の確認を行う「確認のための材料」の存在が既に確認されている場合は、平成21年度の訪問調査において確認作業は省略されます。  
平成21年度の訪問調査は、11月から実施する予定です。訪問調査月については、9月末に発送予定の平成21年度介護サービス情報公表計画決定通知でお知らせいたします。  
【報告方法及び公表内容のお問い合わせ先】東京都指定情報公表センター TEL03-5206-8736  
【本制度のお問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4590

## 介護保険サービス事業者の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は、平成21年8月17日付で「株式会社まりも訪問介護ヘルパーステーション」が運営する指定訪問介護・指定介護予防訪問介護事業所「まりも訪問介護ヘルパーステーション」について、**平成21年9月17日の満了をもって指定を取消すことを決定しました。**主な処分理由は、以下のとおりです。

### (1)訪問介護

#### ア 人員基準違反

・管理者兼サービス提供責任者が、他の訪問介護事業所の訪問介護員として勤務したり、他の施設の管理人として勤務するなど、常勤専従で勤務していない期間があった。

#### イ 運営基準違反

・指定日から、届出をしている事業所とは別の場所で、事務室や相談等を行う適切なスペースを設けずに訪問介護事業を行っていた。

#### ウ 不正請求

・居宅サービス計画に位置付けていないサービスや介護保険対象外サービスを提供し、それぞれ介護報酬を不正に請求し、受領していた。

#### エ 虚偽の指定申請

・管理者兼サービス提供責任者及び非常勤の訪問介護員が指定日(平成19年6月1日)に他の訪問介護事業所等の訪問介護員として勤務しており、訪問介護員等の員数が常勤換算で2.5人を満たすことができないにもかかわらず、虚偽の指定申請により都知事の指定を受けた。

### (2)介護予防訪問介護

上記(1)により、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従い適正な介護予防訪問介護サービスの事業の運営ができなくなった。

詳細は、東京都福祉保健局HPに掲載されています。

東京都介護サービス情報>事業者に関する情報

([http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html))

【お問い合わせ先】指導監査部指導第一課 TEL03-5320-4290